

# 学校林活用推進事業助成金交付要領

## 1 趣 旨

自然体験や社会学習、環境教育がますます重視される中、将来を担う若い世代が安全に森林の中で動植物とふれあい、自然・社会体験ができるよう学校林の活用が求められています。

学校林の整備・活用を目的としたボランティア等の団体が、学校林の整備や学校林を活用した森林環境教育に取り組む場合、その活動を支援します。

## 2 助成の対象となる活動の内容

学校林内で実施する次の活動とする。

### 1) 森林整備活動

地拵え、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、歩道整備等

### 2) 森林環境教育活動

注：次の活動は対象外とする。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ③ 活動のすべてを外部に委託（請負）して行うもの

## 3 助成対象団体

次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 学校との連携が図られるなど、学校林におけるボランティア活動のための実施体制が整備されていると認められる団体
- 2) 団体の名称、所在地、会員、事業運営、会計年度等について規定された規約等を備え、適正な運営が確実に行われると認められる団体

## 4 助成対象と助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

## 5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）に提出するものとする。

### 1) 提出書類 各1部

- ① 学校林活用推進事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）

### 2) 提出期限：別に定める日まで

## 6 交付の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、申請団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

## 7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

## 8 実績の報告

申請団体は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

### 1) 提出書類 各1部

- ① 学校林活用推進事業実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 収支の実績表（様式6）
- ④ 支出に関する領収書等の写し
- ⑤ 活動成果の整理表（様式7）
- ⑥ 活動の状況写真
- ⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

### 2) 提出期限

活動完了の日から起算して15日を経過した日、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

3月15日以降にも活動を行う場合は、助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日まで

## 9 助成金の額の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、申請団体に通知する。

なお、実績報告において、助成対象と認められない経費がある場合は、助成額を減額して交付金を確定する場合がある。

## 10 助成金の交付

助成金の交付は次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
  - ・申請団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、請求書（概算払）を提出する。（様式8）
- 2) 助成金の対象となる活動の完了後に、助成金の交付を受けようとする場合
  - ・申請団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後速やかに、請求書（実績確定払）を提出する。（様式9）

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成29年度事業から適用する。

## 「別表」 【学校林活用推進事業】

### 1 助成の対象となる経費

科 目	区 分	摘 要
森林整備活動費	苗木代	外部の講師・指導者 車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
	指導者謝金	
	借上げ料	
	保険料	
	通信費	
	消耗品費	
森林環境教育費	指導者謝金	外部の講師・指導者 施設使用料、車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 教材、材料等 資料印刷等 救急薬品等
	借上げ料	
	保険料	
	通信費	
	学習教材費	
	印刷費	
	消耗品費	
資機材費	器具・資材購入費	鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット、苗木の支柱等

※ 助成金の対象となる摘要等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い（平成 29 年 4 月改訂）」を参照のこと

※ チェンソー等を購入する場合の助成額の上限は次のとおり  
（助成の上限額）

- a チェンソー : 50千円/台（差額は活動団体負担）
- b 刈り払い機 : 35千円/台（差額は活動団体負担）
- c その他の機械 : 35千円/台（差額は活動団体負担）

### 2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

- 1) 助成の限度額は、森林整備活動、森林環境教育に参加する父兄、学校関係者、児童・生徒、ボランティア団体等の延べ参加人数に応じ下表の額を限度とする。

参加延べ人数	助成限度額
50人未満	10万円
50人以上	20万円